

地区名 ニュータウン小山田桜台(第6次)

建築協定の概要	認可年月日	昭和60年8月16日	建築物及び敷地の制限	建築物の用途	2戸連続建て形態の住居専用住宅()
	認可番号	第11号		容積率・建ぺい率	80%・40%
	期間	20年		壁面の位置の制限	道路境界線より0.8m(付属建物を除く)()
	更新規定	有り(10年継続)		階数	2以下(地階を除く)
	面積	約0.6ha		高さの限度	最高高さ:10m 軒高:7m
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		その他	地盤面の変更・ごみ置場の用途変更 禁止 2以上の建築物の建築 禁止(緩和規定あり) 敷地境界の囲障:生垣・フェンス・鉄柵等(高さ1.6m以下)・敷地内の空地等:緑化の努力 ()火災等特別な事情の場合の規定あり

協定区域図

